

# 単価契約書(案)

1. 件名 車両管理業務請負
2. 契約単価 月額： 円／月 (消費税及び地方消費税込)  
時間外業務(休日を除く)： 円／時間 (消費税及び地方消費税込)  
時間外業務(休日)： 円／時間 (消費税及び地方消費税込)
3. 予定数量 1台×12月  
時間外業務20時間
4. 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
5. 履行場所 神戸運輸監理部
6. 契約保証金 免除 (予算決算及び会計令第100条の3第3号による。)

本契約を履行するにあたり、支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 ○○ ○○ を発注者とし、○○ を受注者として、下記のとおり契約を締結する。

## (総則)

第1条 受注者は、発注者が配布した仕様書等に基づき、受注者は頭書業務を請負い、発注者はこれに対し代金を受注者に支払うものとする。

## (仕様書の解釈等)

第2条 受注者は、仕様書について疑義を生じたとき、または仕様書に明記されていない事項については発注者及び受注者が協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、発注者又は、監督すべきことを命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって業務を行うものとする。

## (数量の増減)

第3条 予定数量は、この契約期間における予定を示したものであるから、実際上増減を生ずることがあっても、受注者は異議申立をしないものとする。

## (車両管理責任者等名簿の提出)

第4条 受注者は、業務を実施するにあたり、車両管理責任者及び車両管理員の名簿を発注者に提出し、その内容に異動があった場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(監督職員)

第5条 発注者は監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出または提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 4 受注者は、監督職員から立会いを求められた場合には、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは、義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第9条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、発注者に対することと同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置請求)

第10条 発注者又は、監督職員は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第11条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(業務の改善要求)

第12条 発注者は、業務の処理にあたり、必要があるときは改善を要求することができる。

(検査)

第13条 受注者は、この契約について完了の都度発注者が検査を行うことを命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けるものとする。

(請負代金の支払)

第14条 受注者は、本業務を完了した部分について、一ヶ月ごとにとりまとめた請求書を発注者に提出できるものとする。

また、提出する際には、請求書に係る履行した業務内容について、あらかじめ検査職員の検査を受けておくものとする。

2 発注者の指示で受注者がこの契約に定める一切の業務を履行しなかった日があるときは、以下に記載している金額を控除する。

区分	単位	税抜単価	税込単価
発注者の指示で業務日に一切の業務を履行しなかった日の割引単価	1日	円	円

- 3 発注者は、前項による適法な請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。
- 4 発注者は、受注者から請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者は正した請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故

意又は重大な過失によるものであるときは、適法な請求書の提出がなかったものとし、受注者は是正した請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

#### (遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金の支払いをしないときは、受注者に対して、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年2.5%とする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前条の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする

#### (契約の解除)

第16条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申し出があったとき。
  - (2) 受注者が発注者の監督又は、その指定する職員の指示に従わなかったとき。
  - (3) この契約の履行について受注者又は、受注者の職員に不正の行為があったとき。
  - (4) 受注者又は、受注者の職員がこの契約の各条項に違反したとき。
  - (5) 受注者が資格を有する車両管理責任者、車両管理員等を配置できないとき。
  - (6) 受注者が発注者からの業務履行体制の整備など契約上の重要な業務履行に関する是正措置要求に対して、受注者が当該措置を講じないとき。
  - (7) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
  - (8) 発注者の都合により解約を必要とするとき。
- 2 前項第1号から第6号までの各号の一に該当する事由により契約を解除されたときは、受注者は違約金として予定総額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において受注者の責に帰さない事由があるときは、この限りでない。

#### (相殺等)

第17条 この契約により発注者が受注者から受けすべき遅滞金、違約金の金額等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお、発注者において収得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

第18条 受注者は、業務遂行中に受注者又は、受注者の職員の責に帰すべき事由により、神戸運輸監理部職員並びに第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責に任ずるものとし、その額については、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

- 2 受注者は、受注者の職員が発注者の責に帰すべき事由によらず業務遂行中に被った損害につき、これを保証するものとし、発注者は一切責任を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第19条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令にお

ける課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### (契約外の事項)

第20条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

#### (発注者の解除権)

第21条 発注者は、受注者 (受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の項において同じ。) が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等 (受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方

としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し発注者及び受注者各1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神戸市中央区波止場町1番1号  
氏名 支出負担行為担当官  
神戸運輸監理部長 ○○ ○○  
(T4800012000003)

受注者 住所  
氏名